

# 町県民税・所得税の申告相談が始まります!

町県民税は、日常生活に身近な教育施設や道路整備、福祉施設などに使われる重要な財源となります。

町では、2月5日から3月15日の期間で、町県民税および所得税の申告相談を行いますので、申告される方は必要な書類等の準備をお願いいたします。

## ! 申告が必要な方

令和3年1月1日現在、三種町に住所があり、令和2年中に所得があった方は申告が必要です。

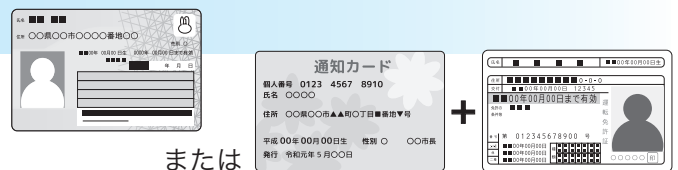
また、給与所得のみで、勤務先での年末調整がお済みの方でも、右記に該当する方は申告が必要です。

※昨年度の申告実績等により申告書を送付していますが、送付されない方でも申告が必要な場合があります。

- 給与・報酬を2か所以上からもらっている方
- 給与以外の所得がある方
- 給与支払報告書などに記載されたもの以外の所得控除を受けようとする方
- 収入が公的年金のみで所得控除を受けようとする方

## ! 申告に必要な書類

- マイナンバーカード（個人番号カード）または、通知カードと免許証等の本人確認書類
- 印鑑（認印可）
- 源泉徴収票（原本）と本人名義の口座情報が分かるもの
- 生命保険や介護医療保険等の控除の対象となる支払証明書
- 社会保険料（国民年金、建設国保等）の支払証明書
- 医療費控除を受ける際は明細書が必要となります。令和2年中に支払った医療費と生命保険などで補てんされる金額のそれぞれの合計額を治療を受けた人ごと、病院・薬局（薬店）ごとに集計してください。
- セルフメディケーション税制を適用される場合は、**セルフメディケーション税制の明細書**が必要です。購入された人、薬局（薬店）、品名ごとに集計してください。



または

- 事業所得者は、収支内訳書または売上、仕入、経費の分かる領収書または証明書などを整理してお持ちください。
- 土地や建物を譲渡した場合は、契約書類および土地収用証明書等をお持ちください。なお、国や地方公共団体に譲渡した場合も申告は必要です。
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は、家屋の登記簿謄本や請負契約書など、家屋の取得年月日・床面積・取得価格を明らかにする書類または写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書が必要です。

## ! 農業所得のある方

農業所得は、総収入金額から必要経費を差し引いて計算します。

- 令和2年分の農業に係る収入と支出をまとめてください。  
※JAが発行する「申告に係る証明書」や出荷先事業所が発行する「証明書」、集落営農の方は「配分利益に関わる個別通知書」また、国などからの「農業関係補助金」等、全ての収入と支出が分かる書類をお持ちください。
- 必要書類が不足している場合は、申告できない場合がありますのでご注意ください。
- 【はじめよう、収支計算】農業ノートに収入と支出をあらかじめ記入しておくことで簡単に収支計算ができます。なお、記入方法が分からないなどの問合せは税務課へご連絡ください。（【はじめよう、収支計算】が必要な方は、税務課または各支所にあります）

## ! マイナンバーの記載 + 本人確認書類が必要です

本人確認書類

- マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方  
⇒ マイナンバーカードで番号確認と本人確認ができます。
- マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方  
⇒ 通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し + 本人確認書類（運転免許証や被保険者証など）

※配偶者控除や扶養控除を受ける方のマイナンバーも記載が必要となりますので、控除対象者のマイナンバーカードや通知カードもご一緒にお持ちください。

## ! 新型コロナウイルス等感染症予防について

- 申告会場では、感染症予防の観点から職員のマスク着用、手指消毒の実施および飛沫防止パネルを設置しています。来場される方についてもマスクの着用、手指消毒をお願いいたします。
- 発熱などの症状がみられる場合は、来場をお控えいただきますようお願いいたします。
- 接触機会を減らすため、郵送による提出やe-TAXによる電子申告もご検討ください。